

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（案）について

1 趣旨

- このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されたことに伴い、これまで国が全国一律に定めていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を、市が条例で定めることとなりました。
- このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生労働省令第63号。以下「省令」といいます。）に基づき、国が定めた「従うべき基準」または「参酌すべき基準」の区分に従い、本市における児童福祉施設の設置・運営状況その他の地域の実情を勘案して、定めるべき基準の内容を検討しました。

【基準の区分】

区分	基準の意義	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置する従業者及びその員数</li> <li>・施設の居室及び病室の床面積その他設備に関する事項であって、児童の健全な発達に密接に関連するもの</li> <li>・施設の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、児童の健全な発達等に密接に関連するもの</li> </ul>
参酌すべき基準	地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	従うべき基準とされた事項（上記）以外の事項

2 本市の児童福祉施設の状況

本市の児童福祉施設の設置状況と所管課は次のとおりです。

施設の種類	設置数	所管課
助産施設	2か所	こども未来局こども未来部健全育成課
乳児院	1か所	こども未来局こども未来部健全育成課
母子生活支援施設	1か所	こども未来局こども未来部健全育成課
保育所	市立：61か所※ 私立：56か所	こども未来局こども未来部 保育支援課・保育運営課
児童厚生施設	なし	こども未来局こども未来部健全育成課
児童養護施設	2か所	こども未来局こども未来部健全育成課
情緒障害児短期治療施設	なし	こども未来局こども未来部健全育成課
児童自立支援施設	なし	こども未来局こども未来部健全育成課

児童家庭支援センター	3か所	こども未来局こども未来部健全育成課
福祉型障害児入所施設	なし	保健福祉局高齢障害部障害企画課
医療型障害児入所施設	3か所	保健福祉局高齢障害部障害企画課
福祉型児童発達支援センター	2か所	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課
医療型児童発達支援センター	3か所	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

※うち1か所休止中

なお、千葉県が本市内に設置する施設は、本条例の対象となりません。

### 3 本市の基準（案）

検討の結果、省令の基準を基本としつつ、次のとおり、一部について市独自の基準を設けることとしました。

#### (1) 全ての児童福祉施設に共通の独自基準

東日本大震災での経験を踏まえた全庁的な取組みとして、児童福祉施設を含む各種社会福祉施設（一部を除く）について、次の基準を設けます。

##### <市規準（案）>

非常災害時におけるライフラインの断絶に備え、施設利用者のため、非常食等の物資の確保について必要な措置を講じるよう努めること。

#### (2) 保育所に係る独自基準

本市はこれまで、積極的に待機児童解消に取り組みつつ、保育所の設備及び運営については、国の最低基準を上回る水準を適用して保育の質の向上を図り、保育の“質の確保”と“量の確保”の両立を図ってきました。

こうした考え方を維持しつつ、このたびの基準の条例委任の趣旨を踏まえて検討した結果、次のとおり、省令の基準を上回る独自の基準を設定することとしました。

省令の基準	市基準（案）
<p>●乳児室・ほふく室の面積 《従うべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室の面積は、乳児又は2歳未満児1人につき1.65㎡以上。</li> <li>・ほふく室の面積は、乳児又は2歳未満児1人につき3.3㎡以上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室、ほふく室のいずれについても、面積は、乳児又は2歳未満児1人につき3.3㎡以上。</li> </ul>
<p>●保育室・遊戯室の設置 《従うべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳以上児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳以上児を入所させる保育所には、保育室とは別途、遊戯室を設ける。</li> </ul> <p>※待機児童解消のため、当分の間、遊戯室を保育室として利用できることとする。</p>

<p>●屋外遊戯場の設置 《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳以上児を入所させる保育所には、屋外遊戯場を設ける。</li> <li>・保育所付近の屋外遊戯場に代わるべき場所（公園等）でも可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳以上児を入所させる保育所には、屋外遊戯場を設ける。</li> <li>・ただし、定員60人未満の保育所に限り、保育所付近の屋外遊戯場に代わるべき場所（公園等）でも可。</li> </ul>
<p>●3歳以上児の食事の外部搬入 《従うべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以上児の食事の提供については、所定の要件を満たす場合に限り、当該保育所外で調理し、搬入することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左。</li> <li>・ただし、外部搬入を実施する場合、当該要件を満たしていることを市が事前に確認する。</li> </ul>
<p>●1・2歳児の保育士配置 《従うべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置する保育士の数は、1・2歳児おおむね6人につき1人とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置する保育士の数は、1・2歳児おおむね5人につき1人とする。</li> </ul> <p>※既存の民間保育園は、当分の間、6人につき1人とすることができることとする。</p>
<p>●保育料以外の費用徴収 《参酌すべき基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料以外に、付加的なサービス（保護者等の選定により提供されるものを除く。）に係る費用の支払いを受ける場合の額は、サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、家計への影響を考慮して定めなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料以外に、付加的なサービスに係る費用の支払いを受ける場合の利用料は、利用者への影響等を考慮した金額とする。</li> <li>・付加的なサービスの提供に当たり、あらかじめ保護者等の同意を得なければならない。</li> </ul>

### （3）保育所以外の児童福祉施設の基準

保育所以外の児童福祉施設については、上記（1）の基準を除き、省令の基準どおりとします。

3 条例の施行予定日 : 平成25年4月1日

### 4 お問い合わせ先

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

個別の施設に関するお問い合わせには、各施設の所管課からお答えいたします。

※ご意見の提出方法については、こども企画課ホームページをご参照ください。

千葉市こども未来局こども未来部こども企画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話：043-245-5107 FAX：043-245-5547

電子メール：kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp